

受益者の皆様へ

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社

**「聖徳太子 ゴールドマン・サックス日本バランス・ファンド」
および「ゴールドマン・サックス日本計量株式マザーファンド」
信託約款変更(予定)について**

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、弊社では「聖徳太子 ゴールドマン・サックス日本バランス・ファンド」(以下「本ファンド」といいます。)および本ファンドの主要投資対象のひとつである「ゴールドマン・サックス日本計量株式マザーファンド」(以下「本マザーファンド」といいます。)につきまして、運用の更なる効率化を図るため、計量運用モデルを共有するゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・エル・ピー(GSAM ニューヨーク)に対し、運用の指図に関する権限を委託することを予定しております。つきましては、同変更を実施する信託約款の変更を下記の通り実施させていただく予定でございますので、お知らせ申し上げます。

なお、同変更は信託財産の運用の効率性を向上させることを目的としたものであり、本ファンドおよび本マザーファンドの運用方針の変更等、運用の実態に実質的な影響を及ぼすものではございません。また、運用権限の委託に係る報酬は弊社が受ける報酬から支払うため受益者の皆様の追加的な負担はございません。何卒ご理解を賜りますよう、宜しく願い申し上げます。

敬具

記

1. 予定している信託約款の変更内容および理由

内容	理由
日本株式の運用(デリバティブ取引等に係る運用を含みます。)の指図に関する権限をゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・エル・ピーに委託します。	運用の更なる効率化を図るため、本マザーファンドのポートフォリオ構築および売買発注を委託会社の属する資産運用グループのニューヨーク拠点であるゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・エル・ピーに集約させるものです。

上記の変更につきましては、2007年9月30日の改正前の「投資信託及び投資法人に関する法律」第30条に定める信託約款の重大な内容の変更に該当すると判断したため、以下に記載する変更手続きおよび変更日程を経て実施する予定です。

2. 信託約款の変更に係る異議申立ての手続きおよび変更日程

①新聞公告(日経新聞朝刊)	2009年3月6日(金)
②異議申立期間	2009年3月6日(金)から2009年4月13日(月)
③信託約款変更予定日	2009年8月10日(月)

公告日である2009年3月6日(金)現在の受益者の方(2009年3月5日(木)までに取得の申込みをなされた方を含みます。)は、異議申立期間中に、ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社に対し、書面により、信託約款変更に関する異議を申し立てることができます。

異議申立期間中にご異議を申し立てられた受益者の受益権の合計口数が公告日現在における本ファンドの信託約款に係る受益権総口数の2分の1を超えなかった場合は、2009年4月15日(水)に本ファンドの信託約款変更の届出を行い、2009年8月10日(月)より適用する予定です。なお、運用権限の委託については約款変更適用日以降行っていきます。

また、かかる合計口数が公告日現在における本ファンドの信託約款に係る受益権総口数の2分の1を超えた場合は、本ファンドの信託約款の変更は行いません。この場合、信託約款変更を行わない旨を異議申立期間終了後、速やかに日本経済新聞にて公告いたします。

なお、2009年3月6日(金)以降に本ファンドのご購入をお申込みいただき、これに伴い本ファンドを取得した受益者につきましては上記の異議を申し立てる権利はございませんのでご了承ください。

● 異議申立ての方法について

予定しております本ファンドの信託約款の変更について、ご異議のある受益者の方は、本約款変更に対する異議申立てを行うことができます。また、本約款変更にご同意いただける場合はお手続きは必要ございません。

ご異議を申し出られる方は、大変ご面倒をお掛けいたしますが、下記宛に官製はがき等の書面に以下の内容をご記入の上、2009年4月13日(月)までにご送付ください。なお、異議申立ては2009年4月13日(月)弊社到着分までを有効とさせていただきますのでご了承ください。

(1) 宛先 〒106-8549 東京都港区六本木6-10-1 六本木ヒルズ郵便局留め
ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社
「聖徳太子」信託約款変更に関する異議受付窓口 投信業務部宛

(2) ご記入いただく内容

①異議申立ての日時(異議申立書の発信日) ②販売会社にご登録のお客様の住所(郵便番号)、お名前(署名) ③ご連絡先電話番号 ④ファンド名「聖徳太子 ゴールドマン・サックス日本バランス・ファンド」 ⑤ご購入の販売会社、口座所属店名、投資信託口座番号 ⑥受益権口数(2009年3月6日現在) ご不明な場合はお取扱い販売会社の窓口までお問い合わせください。 ⑦信託約款を変更することについて反対する旨(例:「上記ファンドについて、運用指図権限の委託に関する2009年8月10日付信託約款の変更に関する異議を申し立てます。」)

※ご異議を申し立てられた受益者の受益権口数の確認のため、販売会社に対して口数等の確認を行います。

※ご異議のお申出にあたり、お客様に関する情報を販売会社、受託銀行(再信託受託会社を含みます。)および委託会社(弊社)が共有することにご同意いただいたことといたします。なお、本手続きに伴い取得した個人情報(異議申立ておよび買取請求に関する事務)を処理するために利用いたします。

※口座所属店名や投資信託口座番号が欠落している場合や、お名前およびご住所が販売会社へ登録されているものと異なる場合等、上記の記入内容に不備等がある場合には、口数の確認を取らせていただく都合上、ご異議の申立てが無効となる場合がありますのでご注意ください。

※なお、その際、必要がある場合にはご本人様ご確認のための書類等をご提出いただくことがあります。

● 異議申立ての受益者の買取請求手続きについて

異議申立ての受益者の受益権の合計口数が、公告日現在の受益権総口数の2分の1を超えず、本ファンドの信託約款変更が行われる場合には、本ファンドの信託約款変更についてご異議を申し立てられた受益者は、以下の手続きにより、自己に帰属する本ファンドの受益権について、信託財産による買取りを請求することができます(信託約款の変更を実施することとなった場合の買取請求手続きについては、ご異議を申し立てられた受益者の皆様に対してあらためてご案内させていただきます。)

ご異議を申し出られた受益者が必ず買取請求をしなければならないわけではございません。異議申立受付

期間中・買取請求受付期間中ともに、通常通り、本ファンドのご購入およびご解約のお申込みを受付けます。ただし、買取請求を行った受益権については、解約のお申込みを行うことはできなくなりますのでご注意ください。

[買取請求の手続き]

- ① 買取請求受付期間 2009年4月16日(木)から2009年5月7日(木)まで
- ② ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社より異議お申立ての受益者に対し「買取請求のご案内」発送
- ③ 買取請求必要書類のご記入
- ④ 買取請求必要書類のご提出
- ⑤ 受託銀行での買取請求必要書類の受理
- ⑥ 本ファンドの信託財産による買取りの実行
- ⑦ 受託銀行からご指定銀行口座への買取代金のお振込

上記の買取請求は、信託約款変更に対しご異議を申し立てられた受益者が、法令に基づいて受託銀行に対して行うものであり、販売会社に対して行うものではありません。

買取価額は、当該受益権が有すべき公正な価額となります。本件においては、原則として受託銀行が買取請求必要書類を受理した日(上記⑤)の解約価額とします。解約価額とは基準価額から信託財産留保額(基準価額の0.1%)を控除した額をいいます。なお、個人の受益者は買取による譲渡益に、法人の受益者は買取時の個別元本超過額に対して課税されます。*

*税法が改正された場合には、上記の取り扱いが変更になることがあります。

買取代金につきましては、お客様にご指定いただく銀行口座に受託銀行よりお振り込みいたします。なお、振込手数料および下記「買取計算書」送付費用はお客様負担として、買取代金から差し引かれます。併せまして、受託銀行より買取計算書を買取請求書にご記入いただいたご住所へ郵送させていただきます。なお、上記のような諸般の手続きが必要となるため、通常の解約請求よりも日数を要する可能性があります。

● **変更の対象となる本ファンドの信託約款の条項**

本ファンドの信託約款中、以下の条項に対し、運用指図権限の委託に関する所要の変更を行います。

- ・ 運用の基本方針 2. 運用方法 (2)運用方針 ④
- ・ (運用の権限委託) 第22条

本マザーファンドの信託約款中、以下の条項に対し、所要の変更を行います。

- ・ 運用の基本方針 2. 運用方法 (2)運用方針 ③<新設>
- ・ (運用の指図範囲等) 第11条 第1項
- ・ (運用の権限委託) 第13条の2<新設>

なお、本状に関しましてご不明な点がございましたら、下記までお問い合わせください。

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社

「信託約款変更についてのお問い合わせ専用窓口」0120-367-770

(2009年3月6日(金)~2009年4月13日(月)の営業日の午前9時から午後5時まで。)